最終更新日：2020年6月19日
株式会社テンポイノベーション
代表取締役社長 原　康雄
問合せ先：経営管理部　03-6274-8733
証券コード：3484
https://www.tenpo-r.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、安定的かつ継続的な企業価値の成長を図り、事業活動に関わる全てのステークホルダーに対する利益還元の最大化を目指しております。その実現には、これらステークホルダーからの信頼が不可欠であると認識しており、健全で透明度が高い業務執行体制、監督・監視体制の構築を経営上の最重要課題と位置付けております。当社では、この基本方針に基づき、コーポレート・ガバナンスを充実・強化し、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性、透明性及び公平性を高めてまいります。

なお、株式会社クロップスは、当社の親会社に該当しますが、同社との間で取引はなく、今後も取引の予定はありません。同社グループとの取引を行う際は、取引内容及び条件の妥当性について、取締役会にて十分に審議した上で、その実施を決定し、少数株主の利益を損なうことがないよう適切に対応してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-2　株主総会における権利行使】
［補充原則1-2-4］
当社は、現時点において株主総会における議決権電子行使プラットフォームの採用及び招集通知の英訳は実施しておりません。今後の株主数及び株主構成の変化等の状況に応じて、実施を検討してまいります。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、現時点において企業年金等を導入していないため、当社のアセットオーナーとしての企業年金への関与はありませんが、福利厚生の一環として確定拠出型年金等の導入を検討してまいります。

【原則3-1　情報開示の充実】
［補充原則3-1-2］
当社は、英語での情報の開示・提供について、現状の株主構成等を勘案し行っておりませんが、今後、海外投資家比率の変動及び株主からの要望等を踏まえ、必要に応じて実施を検討してまいります。

【原則4-10　任意の仕組みの活用】
［補充原則4-10-1］
当社は、取締役の指名・報酬などに係る重要な事項の検討に当たっては、独立社外取締役から意見を聴取することとしており、適切な関与・助言が十分にされるものと考えておりますが、独立性・客観性強化の視点から、諮問委員会の設置も含めて、検討してまいります。

【原則4-11　取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】
［補充原則4-11-3］
当社は、各取締役の意見・要望に基づき、取締役会の機能向上に努めておりますが、現時点においては取締役会全体の実効性についての分析・評価は実施しておりません。今後、取締役会の運営に関して適時の見直しを行っていくとともに、取締役会の実効性に関する分析・評価の実施及びその結果の開示について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　政策保有株式】
当社は、原則として政策保有株式について保有しない方針であり、現在も保有しておりません。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社では、新たに関連当事者と取引を開始する場合には、事前に取締役会において、取引の合理性、事業上の必要性、取引条件の妥当性について慎重に確認した上で、承認を得ることとしております。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」をご参照ください。

【原則3-1　情報開示の充実】
（ⅰ）当社の企業理念・経営ビジョンにつきましては当社ホームページに開示しております。また、経営戦略・経営計画については、決算説明会資料等において開示する方針としております。

（ⅱ）当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針は本報告書Ⅰ　1．に開示しております。

（ⅲ）当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、株主総会において決議された限度額の範囲において、当社の業績及び本人の貢献度等を総合的に勘案して、取締役会で審議のうえ決定しております。
監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会において決議された限度額の範囲において、監査等委員会の協議により決定しております。

（iv）当社の取締役及び監査等委員である取締役の候補者の指名にあたっては、当社の企業理念への理解があり、ビジョンに共感をもち、豊富な経験や能力及び知見、相応しい人格を有し、当社の企業価値の向上に寄与すると考えられる者を候補とし、株主総会において選任することとしております。
　また、取締役及び監査等委員である取締役の選任並びに解任を行う上での手続については、取締役会において十分な審議を尽くした上で、決議することとなります。

（ｖ）当社の取締役候補の個々の選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。

【原則4-1　取締役会の役割・責務(1)】
［補充原則4-1-1］
当社では、法令及び定款に定められた事項及び取締役会規程に基づき重要事項の意思決定を行っております。また取締役会で決定する事項以外の審議及び決定については、職務権限規程、業務分掌規程及び決裁権限規程を定め、代表取締役社長をはじめとする経営陣に委任しております。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、監査等委員3名全員を独立社外役員として届け出ています。取締役会においては、3名の独立社外役員が個々の属性に基づく知見を十分に発揮し、独立社外役員としての責務を果たしております。一方で、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化の観点から、引き続き人材の発掘を進め、候補者の選定を行ってまいります。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、独立社外取締役の独立性判断基準として、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を充たしていることに加え、企業経営や各専門分野における豊富な経験と高い知見を持ち、当社の取締役会の意思決定において適切な指導や貢献が期待できる人物を選定しております。

【原則4-11　取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】
［補充原則4-11-1］
当社の取締役会は、定款により取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内と定めており、取締役会における知識・経験・能力のバランスや多様性に配慮し、候補者を選任しております。現在は取締役6名、監査等委員である取締役3名で構成されており、監査等委員である取締役3名全員を社外から選任しており、外部からの視点を取り入れ監視・監督機能を強化しつつ、迅速で的確な経営の意思決定を行っており、現時点では、現在の構成が適切なバランスと規模であると考えております。
当社は現在外国籍の取締役を選任しておりませんが、性別や国籍に関わらず、適任者がいる場合、当社の会社規模、業績、事業内容等を考慮しながら、選任について検討してまいります。

［補充原則4-11-2］
当社は、社外取締役を含め、取締役・監査等委員である取締役候補者、取締役・監査等委員である取締役の兼任状況は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保できる状況であると考えております。他の上場会社等の役員の兼任状況につきましては、株主総会の招集通知や有価証券報告書等に記載、開示しております。

［補充原則4-11-3］
「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」をご参照ください。

【原則4-14　取締役・監査等委員である取締役のトレーニング】
［補充原則4-14-2］
当社では、取締役・監査等委員である取締役に対して必要な知識の習得に対応した研修・セミナーの機会提供や書籍の購読等により、自らの役割と責務を果たせるように支援を行っております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社では経営管理部をIR担当部署とし、必要に応じて機動的に連携を図り、株主や投資家の皆様との建設的な対話の推進に努めております。また、代表取締役及び経営管理部管掌役員を中心に積極的に個別面談に対応し、顔が見えるIRを行っていく方針でございます。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社クロップス	9,905,700	55.57
原　康雄	900,000	5.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	800,200	4.48
UNION BANCAIRE PRIVEE（常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	784,000	4.39
志村　洋平	504,000	2.82
野村信託銀行株式会社（投信口）	276,600	1.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	241,500	1.35
テンポイノベーション従業員持株会	174,800	0.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	89,200	0.50
中山　慶一郎	59,600	0.33

支配株主（親会社を除く）の有無	―――

親会社の有無	株式会社クロップス （上場：東京、名古屋） （コード） 9428

補足説明 更新

上記【大株主の状況】は、2020年3月31日の状況を記載しております。
なお、当社は、2019年12月11日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行い、発行可能株式総数が32,000,000株、発行済株式の総数が8,912,200株それぞれ増加しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

株式会社クロップスは、当社の支配株主（親会社）に該当しますが、同社との間で取引はなく、今後も取引の予定はありません。支配株主との取引を行う際は、取引内容及び条件の妥当性について、取締役会にて十分に審議した上で、その実施を決定し、少数株主の利益を損なうことがないよう適切に対応してまいります。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社グループは、移動体通信事業を主たる事業とし、その他に人材派遣事業、ビルメンテナンス事業、卸事業及び海外事業を行っており、当社は、親会社グループ唯一の店舗転貸借事業、不動産売買事業を営む会社であります。当社と親会社グループの間に競合関係、重要な取引はなく、当社の事業活動に影響を与えるものはありません。株式会社クロップスの常務取締役が当社の非常勤取締役に就任しておりますが、当社の経営判断については、親会社の承認を必要とする事項はなく、当社が独自に検討のうえ決定し、独立性は確保していると認識しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
金子　裕一	他の会社の出身者											
青山　理恵	他の会社の出身者											
玉　伊吹	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金子　裕一	○	○	―	同氏は、長年にわたり金融機関をはじめとする多くの企業での豊富な経験と知見を有しており、これまでも監査役として、客観的、中立的な立場から適切な助言・提言があったこと等から、監査等委員である取締役に選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

青山　理恵	○	○	―	同氏は、公認会計士として豊富な知識と経験を有しており、これまでも監査役として、経営判断に資する会計面からの的確な助言・提言があったこと等から、監査等委員である取締役に選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
玉　伊吹	○	○	―	同氏は、弁護士として豊富な知識と経験を有しており、これまでも監査役として、経営判断に資する法律面からの的確な助言・提言があったこと等から、監査等委員である取締役に選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会規程の定めにより、必要に応じて、内部監査室が監査等委員会事務局業務及び監査等委員の職務の補助を行うこととし、監査等委員補助業務に関して、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないことを徹底するとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員、内部監査担当者及び会計監査人は、それぞれの役割に応じた監査を実施し、各々の監査計画、監査内容等に係る意見・情報交換を行い、監査の有効性及び効率性を高めております。
なお、より緊密な連携を図るため、監査等委員、内部監査担当者及び会計監査人による監査関連協議会を定期的に開催してまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上及び中長期的な企業価値向上に対する意欲・士気の向上を図るため、ストックオプション制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、業績向上及び中長期的な企業価値向上に対する意欲・士気の向上を図るため、ストックオプション制度を採用しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社では、1億円以上の報酬を受け取る者がいないため、個別報酬の開示は実施しておりません。なお、有価証券報告書において、全取締役の報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬については、その総額の上限を株主総会にて決議しております。
決議された総額の範囲内において、取締役会で各取締役の職位に基づく基本報酬額を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートは、経営管理部が行っており、取締役会の資料等は事前に配布するとともに、必要に応じて事前説明・補足説明を行っております。また、社外取締役と経営管理部との間で定期的にミーティングを行い、社内情報の共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会・取締役の監査・監督機能のなお一層の充実とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、2019年6月17日開催の当社第13期定時株主総会の承認をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。
当社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制は次のとおりであります。

(1)取締役会
当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は6名であります。
また、監査等委員である取締役の員数は3名であり、3名全員が社外取締役であります。
取締役会は原則、毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。取締役会は、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づく重要事項を決議するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。
コーポレート・ガバナンスにおいては、独立した立場からの客観的・中立的な経営監視の機能も重要であり、独立した立場である社外取締役3名がいることで経営監視も有効に機能するものと考えております。

(2)監査等委員会
当社の監査等委員会は、常勤の監査等委員1名を含む3名で構成され、原則、毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。監査等委員は、取締役会に出席して業務執行に関する意思決定の監督等を行い、常勤の監査等委員は、取締役会の他、経営会議等の重要な会議へ出席し、情報の収集とともに必要に応じて意見陳述等を行っております。

(3)経営会議
当社の経営会議は、取締役、常勤の監査等委員で構成され、原則、毎月1回開催しております。経営会議では、経営上の重要事項・取締役会付議事項を適切・迅速に審議し、当該重要事項等の円滑な執行を図っております。

(4)コンプライアンス委員会
当社のコンプライアンス委員会は、経営管理部管掌役員を委員長とし、取締役、常勤の監査等委員、内部監査室長で構成され、原則、四半期毎に開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスに係る事項の検討・審議を行い、コンプライアンス体制の強化・推進を図っております。

(5)内部監査室
内部監査業務は社長直属の組織として専任担当者1名(内部監査室長)で構成され、内部監査計画に基づき、業務全般の適正性・妥当性等に係る監査を行っております。

(6)会計監査人
会計監査業務は有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役の業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の充実並びに企業価値の向上を図ることを目的に、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、決算業務の早期化、監査法人との連携により、早期発送に取組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、集中日を避けるとともに、出席できやすい場所において株主総会を開催するよう、留意しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題として認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題として認識しております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後検討すべき課題として認識しております。
その他	当社ホームページにて、株主総会の招集通知を掲載しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上のIR専用サイトに、ディスクロージャーポリシーを公表しております。 詳細は下記をご覧ください。 https://www.tenpo-r.co.jp/ir/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を開催し、経営方針や業績の説明を実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として第2四半期決算及び年度決算開示後にアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題として認識しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	IR専用サイト（https://www.tenpo-r.co.jp/ir/）を設け、有価証券報告書、決算短信、適時開示資料、決算説明会にて使用した資料、IRニュース等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部にIR担当を配置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「貢献創造（転貸借の商慣習を変え、店舗物件のスタンダードを創造する）」を企業理念として掲げ、当社と関わる全ての方々に敬意と感謝の念を持ち、行動することと定めております。また、コンプライアンス基本方針を制定し、ステークホルダーからの信頼に応えるためにも、役職員一人一人が法令や社会的規範を充分に理解し、行動し、実践するものとしております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社ではCSR活動として、子どもの貧困や孤食といった社会的な課題を解決すべく、飲食店を活用した子ども食堂（お店のこども食堂）を推進しています。これは「子ども食堂」における資金や場所の確保、時間の制約といった課題を当社が運営支援や運営費用の補助を行うことで解決していく取り組みであります。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、有用な情報を適時に適切に開示していくことが重要と認識しており、適時開示及び当社ウェブサイト等にて迅速･正確に、かつ公平に情報提供を行える体制の充実に努めて参ります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正性を確保するために、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、当該基本方針に基づき運営しております。

a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 毎月1回開催される定例取締役会では、法令及び定款に定められた事項及び経営に関する重要な事項の決議を行うとともに、各取締役は職務の執行状況について報告します。出席監査等委員は各取締役の職務執行状況の監視を行うとともに、日常の業務監査により取締役の職務執行が法令及び定款に反していないか監査します。
(2) 使用人の職務執行の適正性を確保するために、社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、内部監査を実施します。また、内部監査担当者は必要に応じて監査等委員と情報交換し、効率的な内部監査を実施します。
(3) 取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた職務権限及び業務分掌に基づいて業務を執行します。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役会その他重要な会議の議事録など取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行に係る文書その他の情報に関して文書管理規程に基づき保存対象文書、保存期間を定め、適正に保存及び管理します。
(2) 取締役からこれらの文書等の閲覧の要請があった場合には、速やかに閲覧ができる体制を構築します。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) リスク管理に関しては、事業に関する潜在的なリスクを事前に洗い出し、予防策を講じるとともに、万一リスクが顕在化する場合にも損失を最小限にとどめるための措置をとります。また、コンプライアンスやリスク管理等の観点から業務遂行において問題もしくは懸念があれば、当社と顧問契約を締結している法律事務所に助言・指導を受けます。
(2) 各部門との情報共有を図るため、定期的に各部門責任者による会議を行い、リスクの早期発見と防止に努めます。
(3) 内部監査室は、組織横断的にリスク状況を把握、監視し、代表取締役に対してリスク管理に関する報告を定期的に行います。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役の職務の執行の効率性を確保するため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任と権限の所在を明確に定めます。また、取締役会を毎月1回開催し、法令に定められた事項のほか、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の報告を行います。
(2) 経営会議を月に1回、または必要に応じて随時に開催し、取締役会で決定された経営方針に基づき業務を執行するにあたり、重要事項を協議します。
(3) 取締役（監査等委員である取締役を除く）は代表取締役の指示のもと、取締役会決議等に基づき自己の職務を執行し、また、適宜、経営に関する情報を相互に交換・協議し、取締役会に対し、経営政策、経営戦略等を進言します。

e．当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 内部統制システムの構築について、当社独自にて取り組むことを基本とします。
(2) 親会社とは、必要に応じて、情報の共有、連携を図ります。
(3) 親会社グループ間の取引については、取引の客観性及び合理性を確保します。

f．監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
(1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役（監査等委員を除く取締役を除く）の指揮命令に属さない専属の使用人を配置できる体制とします。
(2) 監査等委員会を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動及び人事評価については、事前に監査等委員会の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立を確保するものとします。

g．取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
(1) 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会・経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することが可能な体制とします。
(2) 監査等委員は、経営会議等定期的な会議へ参加するとともに、会社が対処すべき課題、監査の状況、監査上の重要課題等について、代表取締役と意見交換を行います。
(3) 監査等委員は、定期的に内部監査室と情報交換を行うとともに、連携して監査の実効性を確保します。

h．監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(1) 監査等委員の職務執行について必要な費用が発生し、監査等委員が費用の前払いを請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

i．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査等委員会は、会計監査人、内部監査室との間で監査内容等の情報を共有し、相互の連携を図ります。
(2) 監査等委員は、定期的に重要な会議体に参加することにより、会社が対処すべき課題及びリスク等の情報を把握し、監査上の重要な課題等について意見交換を行います。

j．反社会的勢力排除のための体制
(1) 暴力団等反社会的勢力排除規程に基づき対応し、反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、反社会的勢力との関係を遮断することを基本とします。
(2) 暴力団追放センター及び民間調査会社等に加入し、反社会的勢力の動向や対策等に関する情報収集に努めます。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、反社会的勢力との関係を遮断することを基本方針としており、暴力団等反社会的勢力排除規程に基づき、反社会的勢力の排除を行っております。
当社が新規取引を開始する場合、反社会的勢力照会依頼書を使用して、あらかじめ当社経営管理部総務課に対して反社会的勢力に係る属性確認を依頼し、新聞記事検索サービス等により属性確認を行っております。さらに取引先との間で契約を締結する場合においては、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込むことを徹底しております。主要な既存取引先については、反社会的勢力排除に係る属性確認を定期的に行っております。
また、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに加入し、定期的に講習会等に参加し意識の徹底とともに情報収集にも努めております。
なお、万一有事が発生した際には積極的に公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターや東京都警察本部、顧問弁護士等に相談し対応策を講じることとしております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

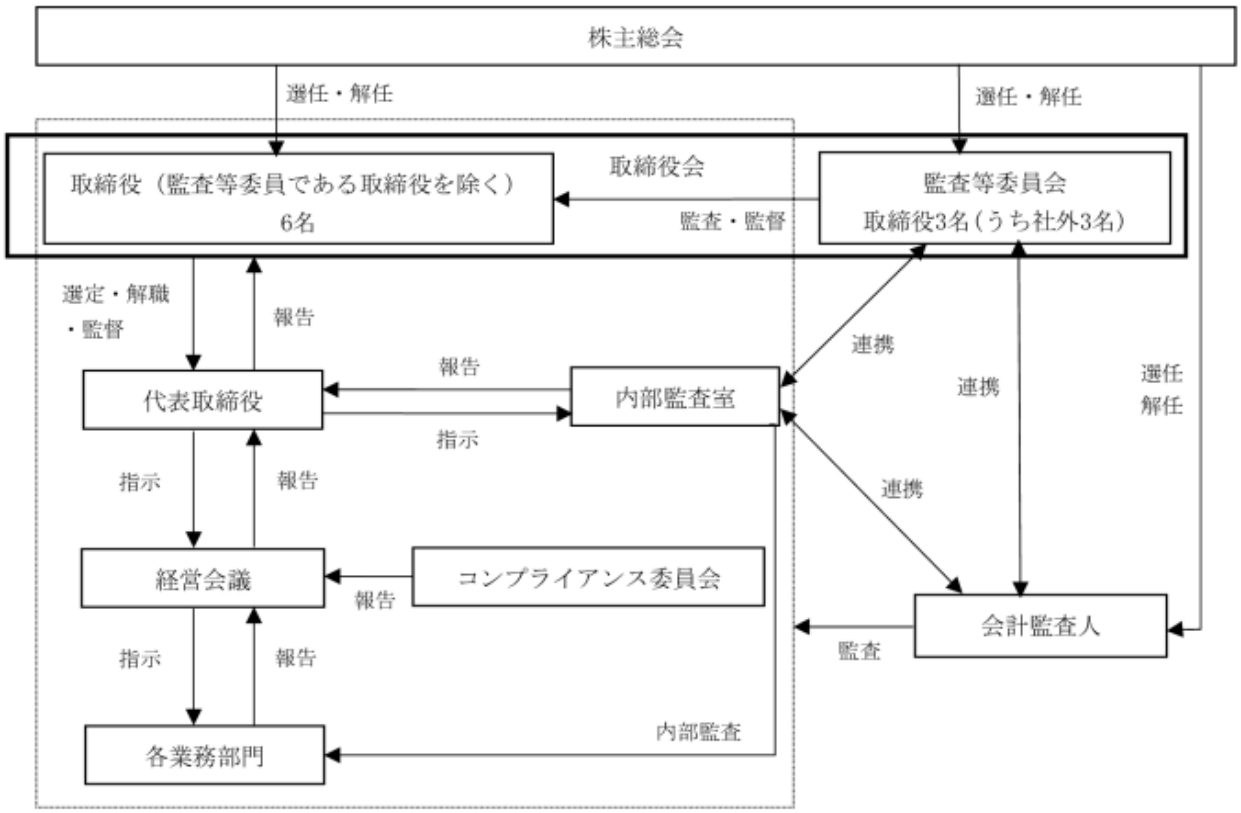
買収防衛策の導入の有無	なし

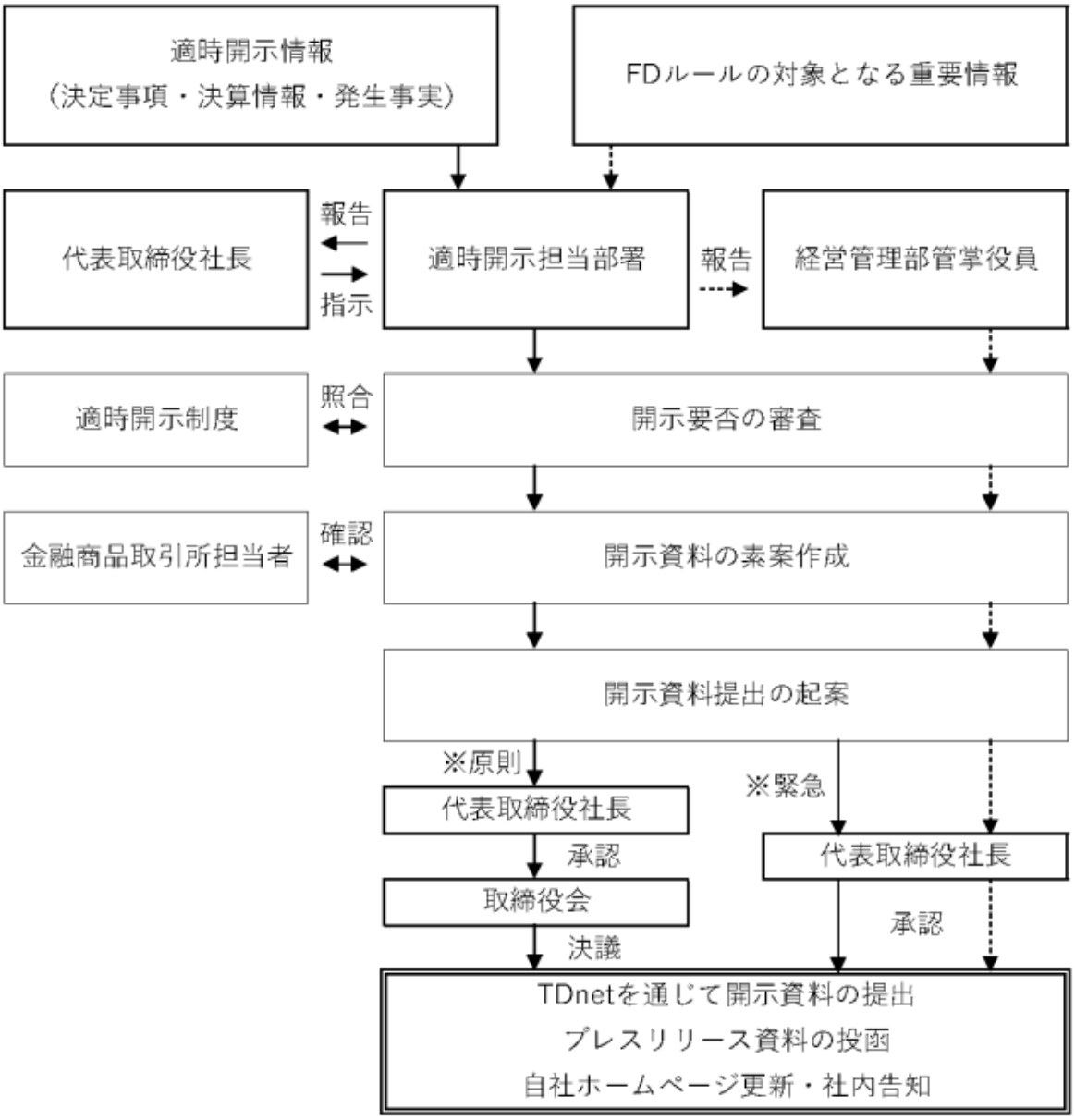
該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1) コーポレート･ガバナンス体制について
模式図(参考資料)をご参照ください。
(2) 適時開示体制について
当社では、株主及び投資家の皆さまに対して、公平･公正な情報を迅速かつ適切な時期に適正な方法で開示することを基本方針としております。当社は、経営管理部管掌役員を情報取扱責任者としており、役員、従業員から収集された情報は、逐次、経営管理部管掌役員または適時開示担当部署に集められ、適時開示体制の概要（模式図）に記載する手続きに従って公表すべき情報は、適時に公表しております。また、役員･従業員に対しては、会社における重要情報や個人情報の管理を含む情報開示の重要性や遵守すべきルールについて、随時周知･啓蒙を図っております。




適時開示情報
（決定事項・決算情報・発生事実）
FDルールの対象となる重要情報
代表取締役社長
報告
指示
適時開示担当部署
報告
経営管理部管掌役員
適時開示制度
照合
開示要否の審査
金融商品取引所担当者
確認
開示資料の素案作成
開示資料提出の起案
※原則
代表取締役社長
承認
取締役会
決議
※緊急
代表取締役社長
承認
TDnetを通じて開示資料の提出
プレスリリース資料の投函
自社ホームページ更新・社内告知